

## J M R C 中部スポーツ安全保険加入支援規定

J A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）は、本会に加盟するクラブ・団体の所属員の福利厚生のためにスポーツ安全保険加入支援制度を設け、本規定をもって運用する。

### 第1条（目的）

この規定は、J M R C 中部が会員の福利厚生のためにスポーツ安全保険加入支援制度を設け、必要な事項を定める。

### 第2条（事業）

この制度は、J M R C 中部が加入を希望する会員に対してスポーツ安全保険の加入金の一部として1名当たり1,000円を補助する。

### 第3条（対象者）

1. この制度の対象者は、J M R C 中部に加盟するクラブ・団体の所属員とし申請時においてクラブ、団体に30日以上所属実績があるものとする。
2. 補助を受けたものでJ M R C 中部のクラブ、団体での活動に実態が無いと確認された場合、補助金の返金を求める場合がある。
3. 補助人数の上限は公認団体、公認クラブ30名、加盟クラブ15名、準加盟クラブ10名、承認クラブ5名とする。

### 第4条（補助申請方法）

1. スポーツ安全保険の加入は各クラブ単位で行うものとする。なお、登録時の団体名にJ M R C 中部と記載すること。（例：J M R C 中部〇〇〇レーシングクラブ）
2. 新規加盟時または年度更新時において提出するJ A F 中部地域クラブ協議会共済会クラブ員登録申請書に併せて、スポーツ安全保険加入者団体員名簿、払い込み完了通知書の写しを郵送、または電子メールにて送付するものとする。
3. 補助金の申請は1クラブあたり年度毎に1回のみとし3月1日から4月末日までに申請するものとする。
4. 補助金の支給は銀行振り込みにてクラブ指定の口座に振り込むものとする。なお、その場合の振込み手数料はクラブの負担とする。

### 第5条（財源）

本制度は原則として限りのあるJ M R C 中部基金を財源とするため制度利用者の増加や基金の減少により中止や廃止されることを予め承知しなければならない。

### 第6条（本規定の改定）

本規定の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

### 第7条（その他）

J A F 公認競技会において監督役務や審査委員を務める予定があるものは本制度の利用を強く推奨するものとする。

### 第8条（本規定の施行）

本規定は2016年1月1日より施行する。

以上

2015年7月20日制定

2016年1月 1日施行

2016年1月 9日改正

2017年1月14日改定

## JMRC中部モータースポーツ振興基金規定

JAF中部地域クラブ協議会（以下、JMRC中部という）は、JMRC中部の事務局開設、維持を目的に積み立てられた維持準備金、及びJMRC中部基金をJMRC中部の運営、モータースポーツの振興を目的とし、本規定をもって制定し運用する。

### 第1条（目的）

この規定は、JMRC中部が中部地区のモータースポーツ振興及び事務局の維持、開設をはかるために設定したJMRC中部モータースポーツ振興基金（以下「基金」という）に関し、必要な事項を定める。

### 第2条（事業）

この基金は、JMRC中部が主に中部地区のモータースポーツを振興するために行われる事業や事務局の開設、維持に必要な費用、及び会員の福利厚生にあてる。

### 第3条（構成）

1. この基金は、2016年11月30日現在保有する維持準備金、及びJMRC中部基金を基本とした資産とする。
2. 基金の積み立ては一般会計の余剰金、寄付金をもってそれに充てるものとする。

### 第4条（管理）

1. この基金の管理並びにその運用は運営委員会が行う。
2. 基金を取り崩す場合は運営委員会及びクラブ・団体代表者会議の承認を得て一般会計に繰り入れるものとする。

### 第5条（本規定の改定）

本規定の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

### 第6条（本規定の施行）

本規定は2016年1月1日より施行する。

以上

2015年7月20日制定  
2016年1月 1日施行  
2017年1月14日改定